

浜長保険センター安全だより

平成 30 年 4 月 19 日
浜長保険センター 第 17 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



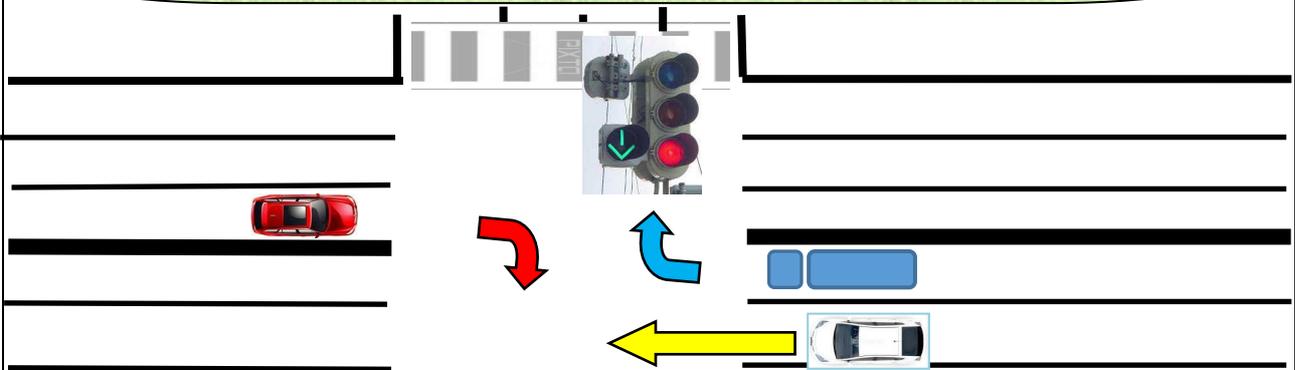
一段と暖かくなり、日中は汗ばむほどの陽気になってまいりました。木々の緑も色鮮やかになってまいりましたが、お変わりなくお元気でお過ごしのことと存じます。



事 例

午前3時ころ、〇〇交差点で信号待ち。右折矢印が出たので右折のため発進しかけると、前方から対向車が直進してきて危なかった。

対向右折車線に停止していたトラックが右折矢印にしたがって、発進した際、トラックの左側に停止していた普通自動車がトラックにつられて直進したかもしれないと思った。



Q 直進してきた対向の普通乗用車は、赤信号であり、衝突した場合、相手方が一方的に悪いと思うが、どう理解すればよいか？

A 直進してきた相手方は、赤信号無視になりますが、事例の場合、相手方に赤信号があったとしても、一方的に悪いと言い切れません。

Q その理由は、どのようなことか？

A 赤信号で停止していて、右折矢印信号が出てから発進を始めたもので、お互い低速であり、危険を感じて、ブレーキを踏みハンドルを切って回避することが可能と認められます。

信号待ち後、右折矢印信号又は青信号で発進するとき、交差点内を安全確認する義務があります。

また、交通ルールに「**交差点安全進行義務**」が定められています。

「交差点安全進行義務」は、どのように示されているのか？

道路交通法第36条第4項

「交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、交差点の状況に応じ、交差道路を通行する通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等、及び交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、**できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。**」と定められています。信号のある交差点でも、このルールは適用されます。

Q 青信号にしたがって、交差点を通過しようとしたとき、赤信号を無視して交差点内に進入してきた自動車と衝突した場合、過失割合は赤信号無視車100、青信号車0と考えてよいか？

A 通常の場合は赤信号無視車100、青信号車0です。しかし、赤信号無視車を認めたとき、交差点の大きさ、双方の速度、位置などにより、ブレーキを踏み、ハンドルを切って衝突を回避することが可能な場合に、回避措置をせず、衝突した場合は、100対0となりません。信号待ち後、青信号で発進するときは、交差点内を確認しましょう。